

<p>3) 推奨基準を変更する場合は、会員及び関係者と協議するものとする。</p> <p>(中略)</p>	<p>(注) HACCP の認証を受けていること、もしくは HACCP に準ずる検査基準に適合していること。</p> <p>3) 推奨基準を変更する場合は、会員及び関係者と協議するものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>附則</p> <p>1 この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>令和 3 年 6 月 1 日より HACCP 義務化が決まったため。</p> <p>附則の削除</p>
---	--	--